

## 議案第 6 1 号

向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 5 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、本市が適当と認めたもの

附則第3項中「平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「2年以内に」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、本市が適当と認めたもの</u></p> <p>4及び5 略</p> <p>附 則</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日から<u>当分の間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（2年以内に_____修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者_____</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>附 則</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日までの間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>